

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和4年7月15日

山形市監査委員	玉	田	芳	和		
	同		村	山	秀	幸
	同		菊	地	健	太郎
	同		武	田		聡

行 第 1 6 号
令和4年7月1日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査
令和2年度包括外部監査「債権管理に関する事務の執行について」
- 2 通知内容
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書
令和2年度包括外部監査「債権管理に関する事務の執行について」

別紙

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
17	意見	(債権放棄と不納欠損処理) 私債権である住宅使用料や給食費負担金について、最終の入金から相当期間経過したものや、債務者の置かれた状況に照らし回収が著しく困難となった債権は、管理及び回収に関するコストが回収の期待を上回ると判断される場合があるため、債権放棄に関する規程化を行い、債権放棄の事実をもって、不納欠損処理を行うことを検討されたい。	財政部	納税課	市の債権管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的に「山形市債権管理条例」を制定し、令和4年4月1日から施行した。
60	意見	(滞納整理事務の担当者裁量について) 滞納整理事務について、担当者の裁量の幅が大きく、明確な判断基準がない中で滞納整理事務を行わなければならないため、担当者間で事務手続きにばらつきが出ている。担当者間の目線を合わせるため、要綱をさらに詳細化することやケーススタディ形式で課内研修を開催すること、定期的な情報共有の場を設けること等、滞納整理事務の均一化に向けた見直しを検討されたい。	財政部	納税課	これまでも毎年、課内で運営方針を策定し、新規職員研修や懸案事項についての検討会や、現年係、過年係ごとの合同会議を定期的に開催し、情報の共有と事務手続きの統一化に努めてきた。 令和3年度において運営方針を明確化し、徴収担当係ごとの研修を実施し、情報共有と知識の習得を行い、滞納整理事務の均一化を図った。
117	指摘事項	(相続人への請求) 債務者が死亡した場合は、相続人へ請求し債権の保全に努めることになっているが、令和元年度において不正受給した生活保護費について相続人へ請求している事例は、他に請求すべき事例があるものの、ケースワーカーの人員不足により1件のみであった。人員不足は理解できるが、請求が遅れるほど回収が長期化する可能性があり、早期に体制を整え、適時の請求業務をおこなうことが必要である。	福祉推進部	生活福祉課	従前より世帯状況や扶養状況調査等の情報を基に、相続人に対して請求を行っており、統一的な対応を行えるよう、担当者間で事務取扱いについて確認を行った。
118	意見	(回収率を上げるための取組の評価) 一括での納付が困難な場合は分割による納付を指導したりと回収率を上げる取組は進んでいるが、依然として回収率は低く、過年度の債権になると回収率は1桁台にとどまる。金額が大きく悪質なケースについては、特に回収率を高める必要があると考えられる。	福祉推進部	生活福祉課	債務者はもともと資力がない者が多く、回収が困難であるが、金額が大きいケースは特に早期に返還についての協議を行い、計画的に返還できるよう努めている。また、可能な場合は保護費から徴収するなど、回収率をあげるように努めている。 さらに、統一的な対応を行えるよう、担当者間で事務取扱いについて確認を行った。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
134	意見	(情報セキュリティポリシーへの準拠状況) 「山形市ID・パスワード等の管理に関する実施手順」において、パスワードに関しては、文字数や使用する文字の種類で一定の規程が定められているが、保育業務システムではパスワード設定に制約があり、規程通り運用できていない。また、システムの仕様上、IDは1つしか設定できないため、全担当者間で1つのIDとパスワードの組み合わせが共有されている状況である。令和3年度からの新システム導入の際に、規程に準拠した体制に変更することを検討されたい。	こども未来部	保育育成課	令和3年度7月の新システム稼働の際、職員それぞれにIDとパスワードを付与し、規程どおり運用している。
146	意見	(財務会計残高と管理台帳の一致) 出納整理期間の入金により、日々残高が変動するため、最終の決算数値である「令和元年度歳入歳出事項別明細書」の収入未済額と一致する管理台帳はないことを確認した。 財務会計システムの収入未済額残高の個別の内訳が保管されていないことになり、決算書残高の内訳を保管できるように検討されたい。	まちづくり政策部	管理住宅課	次期公営住宅管理システムの仕様書に決算時の収入未済額明細が確認できることを機能要件として定め、導入を決定した。
147	意見	(回収率を上げるための取組の評価) 管理住宅課では、通常の回収行為に加え、平成29年10月より、既に退去した滞納者の債権を民間債権回収会社へ委託している。 委託の基準としては、「退去滞納者のうち、毎月又は不定期納付がある者、法的措置を行った者を除く。契約業者より受託不可能な債権として設定されている者も除いている。」として、運用している。 しかし、運用の基準は内規や手順書として定めていない。人員配置の変更時等に異なる運用がなされないよう内規又は手順書として定めるように検討されたい。	まちづくり政策部	管理住宅課	人員配置の変更時に異なる運用がなされないよう、運用基準について手順書を作成し、人員配置の変更時等においても異なる運用がなされないよう措置した。
161	指摘事項	(催告書・再催告書の発送) マニュアルでは7月に催告を実施することになっているが、令和2年度でサンプルを1件確認した結果、8月12日(納入期限8月31日)に催告書を発送していた。また、再催告は8月に実施することになっているが、9月24日(納入期限10月15日)に再催告書を発送していた。実際の催告及び再催告の実施時期がマニュアルと異なる運用がなされているため、マニュアルを実態に合わせる等の改訂を行う必要がある。	教育委員会	学校給食センター	令和3年度より学校給食費の徴収方法を変更し、実態に則した未納対策マニュアルの改訂を行った。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
161	指摘事項	(法的措置判定会の未開催について) 再催告が行われてもなお未納が継続した場合、法的措置判定会を開催して法的措置での対応の要否を判断することになっているが、実際に法的措置をとることはないとの判断から、法的措置判定会の開催自体が省略されている。マニュアルに沿った運用を行う必要があるため、法的措置を取らないとしても、法的措置判定会を開催して結論を出す必要がある。	教育委員会	学校給食センター	未納対策マニュアルを改訂し、法的措置判定会の開催に代え、法的措置判定会のメンバーである学校長等に直接聞き取り等を行うことで、より迅速に法的措置の要否を判断することとした。
162	意見	(長期滞留債権の管理について) 学校給食費負担金は私債権であり不納欠損処理ができないため収入未済額が年々増えている状況である。集めた現金の管理や未納の保護者への督促が教職員の負担となっていることから、国は同業務を市区町村に移管するよう要請している。これにより、現年度の学校給食費負担金も将来的には学校給食センターでの管理になると想定されるため、事務負担軽減の観点から、回収不能の状況がある程度長期化したものは他部門で管理する、又は条例で不納欠損処理を可能とすることを検討されたい。	教育委員会	学校給食センター	令和4年4月1日に「山形市債権管理条例」を制定し、不能欠損処理が可能となった。